

## 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会設置要領

### (趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案(以下「事案」という。)に対する対応策を青森県及び岩手県(以下「両県」という。)が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報の交換及び対応策の検討等を行うため、「青森・岩手県境不法投棄に係る合同検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

### (所掌)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 事案に係る調査に関すること。
- (2) 事案に係る対応策に関すること。
- (3) その他両県知事が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、両県知事が委嘱する

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5 委員の任期は2年とする。

(委員会)

第6 委員会は、必要に応じて両県知事が召集する。

(部会)

第7 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第8 委員長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、青森県環境生活部県境不法投棄対策チーム及び岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室において処理する。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は平成14年5月30日から施行する。

### 附 則

この要領は平成14年6月15日から施行する。

### 附 則

この要領は平成14年9月 9日から施行する。